

家畜衛生だより

令和3年度28号(鶏) 令和4年1月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

鹿児島県長島町の養鶏農場で国内13例目の 高病原性鳥インフルエンザが発生しました

【鹿児島県(3例目)】

所在地：鹿児島県長島町

飼養状況：肉用鶏(約5.4万羽)

疫学関連農場：鹿児島県長島町(1農場、約5.7万羽)

経緯：

1/12(水)鹿児島県は同県長島町の農場から死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性を確認。

1/13(木)当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

農場へのウイルス侵入を防ぐために、 今一度、以下の項目について点検しましょう！

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の駆除



自農場の家きんに異常が見られた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報して下さい！
千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

死亡した家きんの処理は適正に行いましょう

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う疫学調査において、農場敷地内で家きんの死体を堆肥化していた事例が複数確認されています。

家きんの死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域内へ侵入すること、及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。

家きんの死体は「化製場等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理しなければなりません。

必要な許可を取得していない施設で家きんの死体を堆肥化することは、これらの法律への違反が疑われる行為でもあります。

- 自己所有地であっても、家きんの死体を埋却してはいけません。
- 定期報告書で報告している『埋却地』は、通常の死亡家きんの埋却に使用してはいけません。

【化製場等に関する法律】

- 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料等の製造は、化製場以外の施設で行ってはならない。（第2条第1項、第8条）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- 畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められており、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、同法の定めに従って適正に行わなければならない。（第2条第4項第1号）